

6. 65歳以上の就労継続支援A型の利用について

就労継続支援A型の利用者が、心身の状況等により、65歳を過ぎてもまだ介護保険サービスへの移行が馴染まず、福祉的観点から就労サービスの利用が望ましいと判断されるケースがあります。このような場合における就労継続支援A型を継続利用するための取扱いについては下記のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

継続決定に係る手続きについて

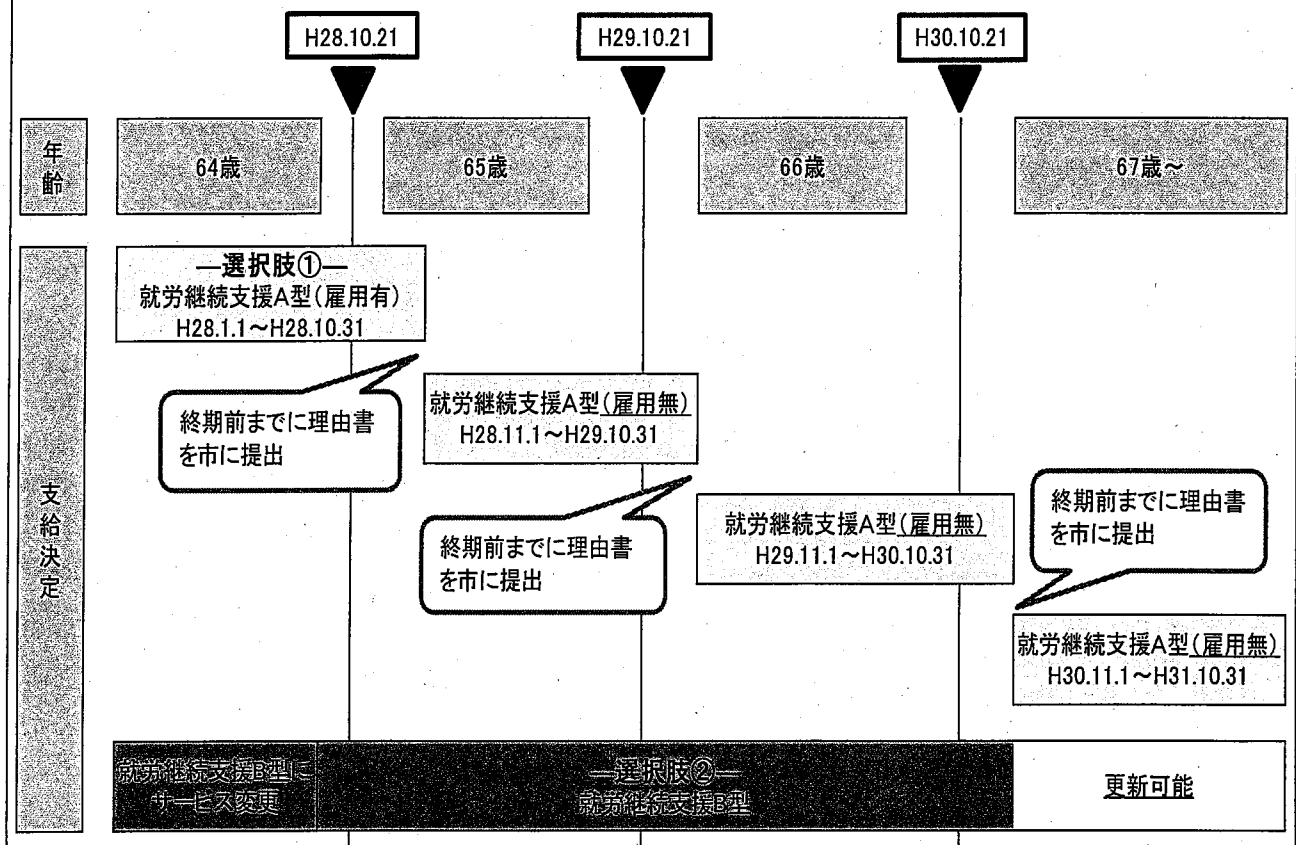
- ① 65歳に到達する前に、本人・A型事業所・相談支援事業所とで就労継続支援A型以外のサービスを含め利用者本人にとって最適なサービスの検討をしてください。
- ② ①で利用者本人に就労継続支援A型の利用継続の必要があると判断した場合、その旨を明記した理由書（様式集32ページ参照）を市に提出してください。
- ③ ②の理由書を確認し、市が利用継続の必要性があると判断した場合は更新手続きを行います。
- ④ 65歳到達後の支給決定については、雇用無（「非雇用型」）とし、支給決定期間を1年間とします。

※更新毎に、必ず就労継続支援A型以外の妥当なサービスを検討の上、上記の手続きを行ってください。また、65歳に到達する前に就労継続支援B型へ変更した場合、現行の就労継続支援B型の継続手続きにより、引き続きサービスの継続利用が可能です。

事業所での取扱い

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数は10人以上にしてください。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることはできません。
- ③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分してください。（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業をしていること、勤務表、シフト表は別々に管理すること等）
- ④ 個別支援計画に65歳以上の方に対する支援内容、介護保険等への移行について等を明記してください。
- ⑤ 継続決定の終期前に、就労継続支援A型の継続利用の必要があるかどうか判断し、必要がある場合は、その旨を明記した理由書を作成し市に提出してください。

※例 平成28年10月21日で65歳となる場合……就労サービスが必要な場合、選択肢①か②を選択する。



※注

就労継続支援A型・B型ともに「就労」を目的とした訓練給付です。65歳以上の方の更新にあたっては、ご本人の心身の状況等を勘案し、サービスの趣旨とご本人の状態が合っているか、更新の必要性があるかを十分検討してください。